

2011年1月19日

川崎市保健所 所長様

「食の安全・市民ホットライン」
代表 神山美智子
〈公印省略〉

要 請 書

食品事故の被害者から通知された苦情に対して「川崎市保健所」として対処することを求めます。

「食の安全・市民ホットライン」では、食にかかわる不具合を、消費者の皆さんから通報してもらい、それをネット上に公表しております。食べ物の不健全な供給を正して、消費者の命と健康を守ることが目的です。

先般、「㈱ライフコーポレーション・ライフ川崎御幸店」が販売したエビ（パン粉つき、フライ用）による体調不良事故にかかわり、貴・川崎市保健所に対する苦情が被害者から寄せられました。「食の安全・市民ホットライン」では、その批判の内容を検討し、「被害者のご主張にも一理ある」と判断して、ホットラインのホームページに掲載いたしました。
(<http://www.fsafety-info.org/index.html>)

今回の事故の対処には、下記のような問題点があります。

(1) 製造元の「㈱海成」〈卸㈱マルナミフーズ〉は、被害者から当該食材の提供を受け、原因の究明を試みてはいる。しかし、被害者に原因や経緯を詳しく説明することもなく、被害者が納得する誠意ある対応を行っていない。

(2) 販売者である「㈱ライフコーポレーション、ライフ川崎御幸店」は、製造者とともに原因究明をすべきところ、「㈱海成」だけにその任を負わせた。また、再度の問い合わせに、「あれから調べようとしたけれど、もう検体がないので、結局何かが入っていたのは確かですが、どういう経路でたどり着いてしまったのか調べようがないですね・・・」と答えた。原因究明が「検体がないため不可能」であるかのように主張するなど誠意がなく、販売者としての責任と配慮に欠けている。

(3) 2008年に発生した、農薬が混入された中国産ギョウザ中毒事件の教訓からは、事業者と行政当局の、事故へのいち早い対処と、組織を越えた情報の共有が重要であるとの教訓が得られた。

これがありながら川崎市保健所は、被害者から事情説明や相談を受けても適切な対応をしなかった。

本来、川崎市保健所は、事業者から報告を求め指導・監督するとともに、製造者の業務を管轄している東京都保健所に連絡し、商品の回収を指示するなど事故の拡大を防ぎ、類似事故の未然防止に努めるべき立場にあった。

こうしたことから、私たち「食の安全・市民ホットライン」は、貴・川崎市保健所に対して、次のように事情説明をもとめ、適切に対処することを要請します。1月31日(月)までに、文書でご回答下さい。

記

(1) 貴保健所は、被害者の事故説明や相談を受けながら、問題解決をはからなかった。消費者・市民の安全を守る保健所としてきわめて不適切です。

「(株)マルナミフーズが製造し、(株)ライフコーポレーション・ライフ川崎御幸店が販売したエビ（パン粉つき、フライ用）による体調不良事故の原因と、その対処を明らかにしてほしい」との被害者の要望に、貴・川崎市保健所が誠実に応えていただくことを要請します。

(2) 貴保健所が「それを調べるのは困難で無理です」と被害者に明言した根拠を明らかにされるよう要請します。

重要なのは、保健所の意見表明ではなく、事故の調査や事業者を指導・監督することにあると考えますが、この点の貴・川崎保健所の見解をお尋ねします。

(3) 農薬が混入された中国産ギョウザ中毒事件（2008年）の教訓からは、いち早い対処と、組織を越えた情報の共有が重要であるとの教訓が得られました。

これを踏まえて貴・川崎市保健所は、今回の事件をどのように対処されたのか釈明を求めます。

1) 事業者からの事情聴取や、商品の回収など事業者が事後に行った対処などに対する指導・監督をされたのでしょうか。

2) 被害者からの情報を、製造元(株)海成の所轄保健所、消費者庁や厚生労働省に報告されたのでしょうか。

参考資料

被害者からのメール（2011年1月14日、および1月18日付け）要約

2010年8月26日、ライフ川崎御幸店で購入したエビ（パン粉つき、フライ用）を、自宅で揚げて食したところ、吐き気、舌先が痺れるような苦味、少し頭がボーっとする、などの症状が出た。すぐに、ライフと製造元(株)海成<卸(株)マルナミフーズ>に連絡した。

来宅のライフの担当者は、試食したエビフライを吐き出した。後日、ライフの店長代理と製造元(株)海成のT氏が詫びに来られた。

(株)海成のT氏は調べるとの事であったが、10月27日に「非イオン性界面活性剤の反応がみられた」と報告があったきりである。再度の問いあわせに、(株)ライフコーポレーションのK氏は「あれから調べようとしたけれども検体がないので、結局何かが入っていたのは確かですがどういう経由でたどり着いてしまったのか調べようがないですね・・・」と誠意のない対応をした。

川崎市幸区の保健所に出向き、その旨を話したが「それを調べるのは困難で無理です」とはっきり断られた。

業者に言っても行政に言っても、何の回答もない・・・と腑に落ちません。

追記

なお、被害者からの通知内容に対する、貴・川崎市保健所の対処や反論などがありましたら、ホットライン事務局までご連絡下さい。

貴・川崎市保健所からの回答や、この間の経過、消費者庁などへの要請を、ホームページ上に掲載させていただきます。

連絡先

1) 「食の安全・市民ホットライン」東京事務局

「食の安全・監視市民委員会」事務局内

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 1-9-19-207 日本消費者連盟気付

電話 03-5155-4765 Fax 03-5155-4767 E-mail office@fswatch.org

2) 「食の安全・市民ホットライン」全国事務局

美作大学大学院山口英昌研究室気付

〒708-8511 岡山県津山市北園町 50

email : yamaguch@mimasaka.ac.jp